

昭島市国民健康保険税の課税限度額の改定及び低所得者に係る 軽減の拡大について

資料1

5運協⑥

R6.1.26

1 改正内容

(1) 保険税の課税限度額の見直し

※後期高齢支援金分の課税限度額を24万円に引き上げができる

	医療給付費分 限度額	後期高齢支援金分 限度額	介護納付金分 限度額	合計
現行	65万円	22万円	17万円	104万円
見直し案	65万円	<u>24万円</u>	17万円	<u>106万円</u>
見直し額	0万円	<u>2万円</u>	0万円	<u>2万円</u>

（2）低所得者に係る均等割軽減の判定所得が変更される

7割軽減	変更なし	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割軽減の拡大	(現行)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 29万円 × 被保険者数
	(見直し案)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <u>29.5万円</u> × 被保険者数
2割軽減の拡大	(現行)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 53.5万円 × 被保険者数
	(見直し案)	基準額：43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + <u>54.5万円</u> × 被保険者数

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した者を含む

